

○焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 18 日条例第 35 号

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、市長が行う別表第 2 の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 市長は、別表第 2 の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 3 市の機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 9 号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる市の機関が、同表の第 3 欄に掲げる市の機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付け

られているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

市長	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	介護保険法（平成 9 年法律第 123	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金、特別児童扶養手当等

		<p>の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）</p> <p>附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報で</p>

		あつて規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			地方税関係情報であつて規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
			住民票関係情報であつて規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
教育委員会	小学校若しくは中学校	市長	生活保護関係情報であつて規

	<p>に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>教育委員会</p>	<p>経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>市長</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

○焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成 27 年 12 月 28 日規則第 45 号

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年焼津市条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものは、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下「厚生省社会局長通知」という。）に基づき、生活に困窮する外国人に対し一般国民に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく取扱いに準じて実施する次に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法第 19 条第 1 項の保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第 24 条第 1 項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始又は同条第 2 項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第 26 条の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第 63 条の保護に要する費用の返還に関する事務
- (7) 生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第 3 条 条例別表第 1 の不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）をいう。第 21 条において同じ。）

が適用されない不妊治療の区分に応じ、市長が別に定めるところにより行う当該各号に定める事務とする。

- (1) 産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断されて実施された人工授精による不妊治療 当該不妊治療に要した医療費に対する補助申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 顕微授精を含む体外受精による不妊治療で市長が別に定めるものに至る過程の一環として行われた精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等 当該手術等に要した医療費に対する補助申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する

事務

第4条 条例別表第1の介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるものは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下この条及び第22条において「訪問介護等」という。）を利用する障害者に対し市長が別に定めるところにより行う次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 訪問介護等の利用者負担額の助成に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 助成対象者に対する認定証の交付若しくは再交付又はその更新に関する事務
- (3) 前号の認定証に記載された事項に係る変更届の受理又は当該届出に係る事実についての審査に関する事務

第5条 条例別表第1の介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるものは、介護保険サービスを利用する一定の者に係る利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対し市長が別に定めるところにより当該軽減に要する経費の一部を補助する事務を行うために必要とされる、市長が別に定めるところにより行う次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 当該社会福祉法人等が行う利用者負担額の軽減の対象となる者（次号及び第23条において「軽減対象者」という。）であることの確認を受けるために行われる申請の受理、当該申請に係る事実についての審査及び当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 前号の確認を受けた軽減対象者に対する確認証の交付若しくは再交付又はその更新に関する事務
- (3) 前号の確認証に記載された事項に係る変更届の受理又は当該届出に係る事実についての審査に関する事務

第6条 条例別表第1の小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるものは、教育委員会が別に定めるところにより行う次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁（第28条において「就学奨励費の支給」という。）を受けられるために行われる申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 前号の申請に係る事項の変更届の受理又は当該届出に係る事実についての審査に関する事務

第7条 条例別表第1の経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるものは、教育委員会が別に定めるところにより行う次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助（第3号及び第29条において「就学援助」という。）を受けるために行われる申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 前号の申請に係る事項の変更届の受理又は当該届出に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 就学援助の支給期間の満了に際して行われる継続申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第8条 条例別表第2の児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報（厚生省社会局長通知に基づき、生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）
- (2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第9条 条例別表第2の生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準じて取り扱われる外国人（以下第20条及び第26条において「要保護者等外国人」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報

- (2) 生活保護法第 24 条第 1 項の保護の開始又は同条第 9 項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報
- (3) 生活保護法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始又は同条第 2 項の職権による保護の変更に関する事務 第 1 号に定める情報
- (4) 生活保護法第 26 条の保護の停止又は廃止に関する事務 第 1 号に定める情報
- (5) 生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第 1 号に定める情報

第 10 条 条例別表第 2 の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 地方税法第 323 条及び焼津市税条例（昭和 29 年焼津市条例第 14 号）第 51 条の規定に基づく市民税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 地方税法第 367 条及び焼津市税条例第 71 条の規定に基づく固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 地方税法第 454 条並びに焼津市税条例第 89 条及び第 90 条の規定に基づく軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 地方税法第 717 条及び焼津市国民健康保険税条例（昭和 41 年焼津市条例第 16 号）第 24 条の規定に基づく国民健康保険税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 11 条 条例別表第 2 の公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 公営住宅法第 16 条第 4 項（同法第 28 条第 3 項及び第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅法第 2 条第 2 号の公営住宅の入居者又は同居者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 公営住宅法第 19 条（同法第 28 条第 3 項及び第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報
- (3) 公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第 1 号に定める情報
- (4) 公営住宅法第 27 条第 5 項又は第 6 項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第 1 号に定める情報
- (5) 公営住宅法第 29 条第 7 項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第 1 号に定める情報
- (6) 公営住宅法第 32 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務 第 1 号に定める情報
- (7) 公営住宅法第 48 条に基づき、焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例（平

成 9 年焼津市条例第 44 号) で定められた市営住宅の管理に関する事務 第 1 号に定める情報

第 12 条 条例別表第 2 の国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるものは、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 3 条に規定する被保険者の資格取得の届出又は同令第 13 条第 1 項に規定する被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 当該届出を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第 19 条第 1 項の保護の実施、同法第 24 条第 1 項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更、同法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の職権による保護の変更又は同法第 26 条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (2) 当該届出を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下第 16 条及び第 25 条において「平成 19 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）
- (3) 当該届出を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 13 条 条例別表第 2 の老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 老人福祉法第 10 条の 4 の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又はその者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 老人福祉法第 11 条の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又はその者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項又は第 11 条の福祉の措置に係る者又はその者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 14 条 条例別表第 2 の母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものは、同法第 21 条の 4 第 1 項の費用の徴収に関する事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、同法第 20 条の措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第 15 条 条例別表第 2 の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるものは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 11 条に規定する被保険者の資格取得の届出又は同令第 26 条に規定する被保険者の資格喪失の届出に係る事実

についての確認に関する事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 当該届出を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該届出を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 当該届出を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第16条 条例別表第2の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条及び第25条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に定める情報
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に定める情報
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に定める情報

第17条 条例別表第2の介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に

掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 介護保険法第 50 条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 介護保険法第 51 条第 1 項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 介護保険法第 60 条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 介護保険法第 61 条第 1 項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 介護保険法第 129 条第 2 項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 介護保険法第 142 条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 27 条第 1 項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (8) 介護保険法施行規則第 32 条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (9) 介護保険法施行規則第 83 条の 6（同令第 97 条の 4 において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (10) 介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）第 13 条第 3 項の施設介護サービス費又は同条第 5 項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 18 条 条例別表第 2 の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項の支給決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条第 1 項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当

該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 2 項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 19 条 条例別表第 2 の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項に規定する支給認定又は同法第 23 条第 1 項の支給認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う保護者に係る児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報

イ 当該支給認定の申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (2) 子ども・子育て支援法第 22 条又は子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 15 条第 1 項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う保護者に係る児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報

イ 当該届出を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (3) 子ども・子育て支援法第 23 条第 4 項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該認定に係る保護者に係る児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報

イ 当該認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 20 条 条例別表第 2 の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第 19 条第 1 項の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等外国人に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 要保護者等外国人に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の就労自立給付金の支給に関する情報

ウ 要保護者等外国人に係る児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項

の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 要保護者等外国人に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 号法律第 129 号）第 31 条第 1 号（同法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

オ 要保護者等外国人に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 17 条の障害児福祉手当、同法第 26 条の 2 の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報

カ 要保護者等外国人に係る県民税又は市民税に関する情報

キ 要保護者等外国人に係る母子保健法第 20 条第 1 項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

ク 要保護者等外国人に係る児童手当法第 8 条第 1 項（同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）の支給に関する情報

ケ 要保護者等外国人に係る介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報

コ 要保護者等外国人に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報

サ 要保護者等外国人に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(2) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始又は同条第 9 項の規定に準じて外国人が行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第 25 条第 1 項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の開始又は同条第 2 項の職権による保護の変更に関する事務 第 1 号に掲げる情報

(4) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第 26 条の規定に準じて外国人に対して行う保護の停止又は廃止に関する事務 第 1 号に掲げる情報

(5) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第 1 号に掲げる情報

第 21 条 条例別表第 2 の不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 医療保険各法が適用されない不妊治療（第 3 条第 1 号に掲げるものに限る。）に要した医療費について、市長が別に定めるところにより行われる補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う夫及び妻の県民税又は市民税に関する情報

イ 当該申請を行う夫及び妻の住民票に記載された住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

(2) 医療保険各法が適用されない不妊治療（第3条第2号に掲げるものに限る。）に要した医療費について、市長が別に定めるところにより行われる補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う夫及び妻の県民税又は市民税に関する情報

イ 当該申請を行う夫及び妻の住民票に記載された住民票関係情報

第22条 条例別表第2の介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるものは、訪問介護等の利用に係る利用者負担額について、市長が別に定めるところにより行われる助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う障害者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請を行う障害者の住民票に記載された住民票関係情報

(3) 当該申請を行う障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の規定による自立支援給付の支給に関する情報

第23条 条例別表第2の介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるものは、市長が別に定めるところにより、軽減対象者であることの確認を受けるために行われる申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表に規定する当該事務で利用する特定個人情報であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請を行う者に係る県民税又は市民税に関する情報

(3) 当該申請を行う者の住民票に記載された住民票関係情報

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第24条 条例別表第3の生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために同表に規定する教育委員会から提供を受ける特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に定める情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に定める情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に定める情報

第25条 条例別表第3の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を

処理するために同表に規定する教育委員会から提供を受ける特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に定める情報
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に定める情報
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に定める情報

第26条 条例別表第3の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために同表に規定する教育委員会から提供を受ける特定個人情報であって規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第19条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施に関する事務 要保護者等外国人に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて外国人が行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報
- (3) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に定める情報
- (4) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に定める情報
- (5) 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3

項までの規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に定める情報

第27条 条例別表第3の学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものは、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、当該事務を処理するために同表に規定する市長から提供を受ける特定個人情報であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 学校保健安全法第24条の保護者及びその者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 県民税又は市民税に関する情報
- ウ 国民健康保険税に関する情報
- エ 住民票に記載された住民票関係情報
- オ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 前号の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

第28条 条例別表第3の小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるものは、就学奨励費の支給を受けるために行われる申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務を処理するために同表に規定する市長から提供を受ける特定個人情報であって規則で定めるものは、当該申請を行う者及びその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、県民税又は市民税に関する情報、住民票に記載された住民票関係情報及び外国人生活保護実施関係情報とする。

第29条 条例別表第3の経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるものは、就学援助を受けるために行われる申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務を処理するために同表に規定する市長から提供を受ける特定個人情報であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う者及びその者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 県民税又は市民税に関する情報
- ウ 国民健康保険税に関する情報
- エ 住民票に記載された住民票関係情報
- オ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。